
QA9-28 避難区域への立入りや車での交通によって、放射性物質が他の地域に拡散するのではないですか。

A

- ① 自動車が警戒区域を通り、退出する際に放射性物質を拡散する程度は、警戒区域への一時立ち入りに伴うスクリーニングの基準よりも、十分低いことが確認されています。
- ② 線量の特に高い帰還困難区域では、放射性物質の拡散を防ぐ等の観点から、区域境界にバリケードを設置し、区域への立ち入りを制限しています。また、区域からの退出に際しては、スクリーニングを確実に実施することが求められています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化 (1/2)」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化 (2/2)」

出典：経済産業省原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について」より作成

出典の公開日：平成 24 年 5 月 9 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日